

宗像市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則

宗像市民図書館条例施行規則（平成15年宗像市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「市町村」の次に「及び宮若市」を加える。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

宗像市民図書館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(貸出対象者) 第6条 略 2 略 (1) 福岡都市圏広域行政推進協議会を構成する市町村及び宮若市に住所を有する者 (2)及び(3) 略 3 略</p>	<p>(貸出対象者) 第6条 略 2 略 (1) 福岡都市圏広域行政推進協議会を構成する市町村に住所を有する者 (2)及び(3) 略 3 略</p>

《参考》

◎福岡都市圏広域行政推進協議会を構成する市町村

- ・福岡市 ・筑紫野市 ・春日市 ・大野城市 ・宗像市 ・太宰府市
- ・前原市 ・古賀市 ・福津市 ・那珂川町 ・宇美町 ・篠栗町
- ・志免町 ・須恵町 ・新宮町 ・久山町 ・粕屋町 ・二丈町
- ・志摩町